

社会福祉法人 久住会
居宅介護支援事業
久住会 ケアプランサービス 運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人 久住会（以下、本会）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、本事業）は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこととし、利用者等に対しては居宅サービス計画の作成にあたっては複数の居宅サービス事業者等の紹介を求める事、および居宅サービス計画原案に位置付けた事業者の選定理由の説明を求めることが可能である事について十分説明を行うものとする。

4 本事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保健施設及び関係機関等との連携に努める。

第3条（事業の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ケアプランサービス
- 2 所在地 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野1751番地

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

久住会ケアプランサービス（以下、本所）に勤務する職員職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（介護支援専門員兼務）

「管理者の職務」

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従事者の管理、本事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2 介護支援専門員 2名以上

「介護支援専門員の職務」

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設などと連絡調整等を行う。

- 3 その他の補助職員：利用者の状況に応じて配置する。

「補助職員の職務」

管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

第5条（営業日及び営業時間）

本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１）営業日は通常月曜日から土曜日までとする。
- （２）営業時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

第6条（居宅介護支援事業の提供方法及び内容）

居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- （１）利用者の相談を受ける場所　　：本所の相談室
- （２）サービス担当者会議の開催場所：自宅
- （３）介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

第7条（通常の事業の実施範囲）

通常の事業の実施地域は、小竹町・鞍手町・直方市・宮若市・嘉麻市・飯塚市・桂川町の区域とする。

第8条（利用料等）

居宅介護支援の利用料は法廷代理受領により介護保険給付が支払われる場合利用者の自己負担はありません。介護保険給付については別紙1参照

2 通常の事業実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- （１）実施地域を超えた地点から片道10km未満　　500円
- （２）実施地域を超えた地点から片道10km～15km未満　750円
- （３）実施地域を超えた地点から片道15km以上の場合は5km毎に250円加算
- （４）その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書を（記名押印）を受けることとする。

第9条（研修の確保）

居宅介護支援等の資質の向上の為に、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- （１）採用時研修　　採用後1ヶ月以内
- （２）継続研修　　年2回

第10条（医療機関との連携）

- （１）居宅介護支援のサービス提供に際し、利用者やその家族に対して病院または診療所に入院した病院または診療所に、担当の居宅介護支援専門員の氏名と連絡先を伝えてもらうように予め依頼しておく。
- （２）居宅介護支援専門員は居宅サービス事業者から利用者に関する情報を受けたときやその他必要と思われる事項があるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他心身や生活の状況に関する情報のうち必要と認めるものについては、利用者の同意を得て、主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供する。
- （３）居宅介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求める。その意見を踏まえて居宅サービス計画を作成した際には、居宅介護支援専門員はその居宅介護サービス計画をその医師等に交付する。

第 11 条（苦情処理）

自ら提供した居宅支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等において利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応するものとする。

2 自ら提供した居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 自ら居宅サービス計画に位置付けた居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に必要な援助を行うものとする。

4 居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関し国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 12 条（虐待防止）

本事業は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 本事業は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

第 13 条（業務継続計画の策定）

本事業は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第 14 条（その他運営に関する留意事項）

本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から５年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

附 則

- この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。